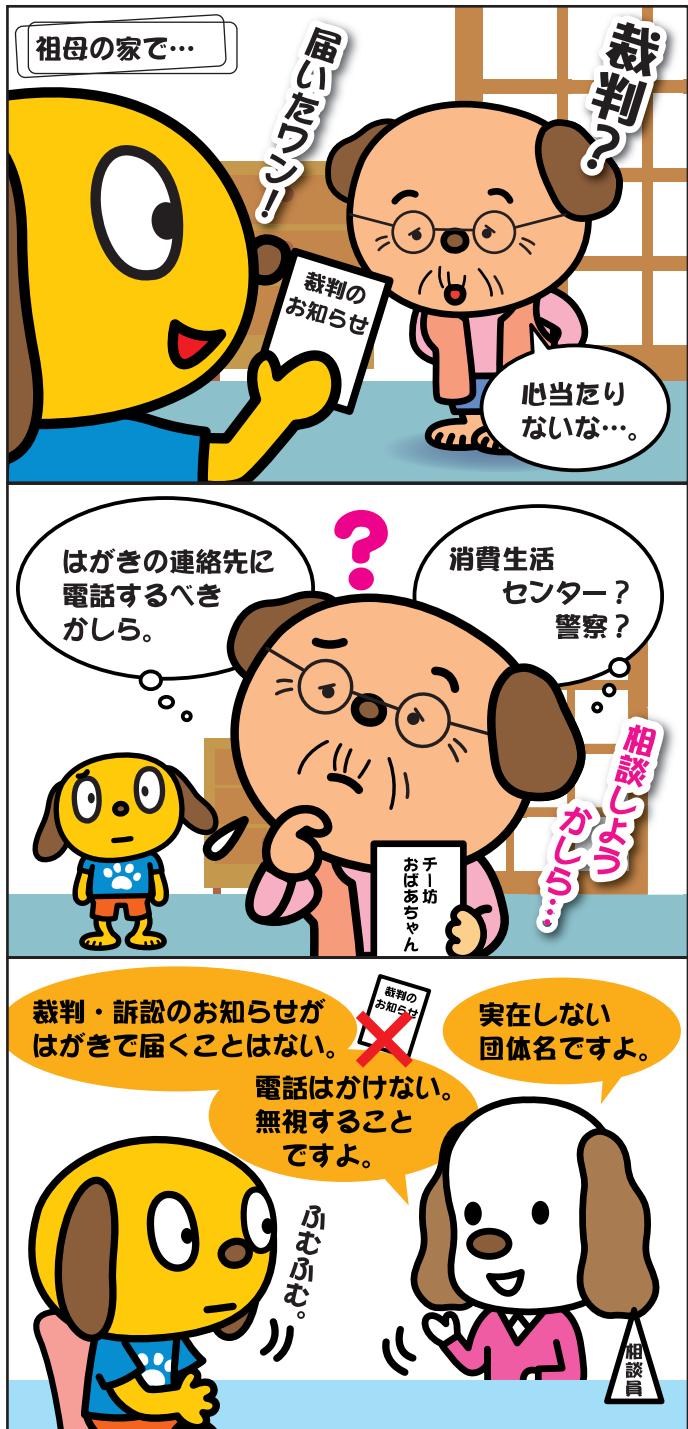


# 架空請求はがきは、無視しましよう



未払い料金が訴訟になったと書かれた請求はがきが突然届いたという相談が寄せられています。根拠のない請求ですので、対応策は無視することです。

## 【はがきの問題点】

- ◆消費料金 → 具体的な請求内容が示されていない。  
未払いの有無を確認することができない。
- ◆訴訟最終告知 → 裁判や訴訟に関する通知が、誰でも内容を読むことができる「はがき」で届くこと自体が怪しい。なお、裁判所からの通知は「特別送達」という特別な郵便で届く。郵便局員が手渡すので、郵便受けに投げ込まれるはがきや普通便で届くことはない。
- ◆取り下げ最終期日 → はがき到着の翌日又は2日後になっており、急がせることが目的。
- ◆法務省管轄支局訴状最終告知通達センターなど → 実在しない団体名。似たような名称が使われる。
- ◆電話番号 → 電話をかけると電話番号を相手に知られてしまう。引き続き請求電話がかかる可能性がある。  
弁護士を紹介され手数料を請求されることになる。

※絶対電話をかけないように！

## チーフの「わん！ポイントアドバイス

身に覚えのない請求があった場合は、連絡はしない！  
無視することだワン！

